

平成 3 1 年 (2 0 1 9 年)

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

(その 2)

平成 3 1 年 2 月 1 2 日

平成31年(2019年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第1号	専決処分の報告について(那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例制定)	総務委員会	総務部 人事課	1
報告第2号	専決処分の報告について(市営住宅明渡等請求訴訟提起)	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	5
報告第3号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	7
報告第4号	専決処分の報告について(壺川市営住宅における漏水事故:区分管理施設所有者)	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	9

専決処分の報告について
(那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の
一部を改正する条例制定)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、法令の改廃に伴い当然必要な、当該法令の条項を引用する規定の整備を内容とする条例の改正について、次のとおり専決処分する。

平成31年1月25日

那覇市長 城間 幹子

件名 那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例(平成30年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(自己啓発等休業に係る教育施設) 第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) [略] (2) 学校教育法第1条の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)～(8) [略]	(自己啓発等休業に係る教育施設) 第5条 [略] (1) [略] (2) 学校教育法第1条の学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3)～(8) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

専決処分の報告について
(平成30年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月12日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成12年3月24日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成31年1月23日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 平成30年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市宇栄原4丁目17番1
宇栄原市営住宅

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月12日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 1 月 18 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について「大名市営住宅第 3 期建替工事（E 棟・建築）」（平成 30 年 3 月 19 日同意）

工 事 名 大名市営住宅第 3 期建替工事（E 棟・建築）

契約の相手方

請負者 照正組・オリジン建設・大匠アーキプロ共同企業体

代表者 住 所 沖縄県那覇市字国場 1170 番地の 6

商 号 株式会社 照正組

代表者 代表取締役 照屋 圭太

構成員 住 所 沖縄県那覇市樋川 2 丁目 6 番 10 号

商 号 株式会社 オリジン建設

代表者 代表取締役 長山 宏

構成員 住 所 沖縄県那覇市字銘苅 269 番地 1

商 号 株式会社 大匠アーキプロ

代表者 代表取締役 與儀 實通

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,197,069,192 円

変更する金額 1,204,717,320 円

専決処分の報告について
(壺川市営住宅における漏水事故：区分管理施設所有者)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月12日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 1 月 29 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| 1 事 件 名 | 壺川市営住宅3号棟における漏水事故(区分管理施設所有者) |
| 2 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| 相 手 方 | 区分管理施設所有者(那覇市在 法人) |
| 賠 償 額 | 1,395,600 円 |

